

傷病手当金の適用期間を延長

新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われ療養のため連続4日以上仕事をすることができなかった方(以下感染した方等)に対して傷病手当金を支給しています。

「考えよう 自分の未来を たくす者」 4月9日(日)は千葉県議会議員一般選挙の投票日

投票日時 4月9日(日)7時～20時
※大網白里市選挙区の立候補者が1人の場合は、無投票。
投票できる方
①日本国民の方
②平成17年4月10日以前に生まれた方
③引き続き3か月以上、本市に住所を有する方(令和4年12月30日までに転入の届出を行っている方)
※投票日までには県外に転出した方は投票できません。
◇期日前投票
仕事や冠婚葬祭、感染症予防を理由に期日前投票ができます。混雑を避けるため、積極的な利用をお願いします。
期日前投票所は、投票日が近づくにつれて混雑する傾向があるためご注意ください。
(中央公民館1階講堂)
▼期間 4月1日(土)～8日(土)8時30分～20時

支給対象日数 仕事をすることができなくなった日から起算して4日目以降に仕事をすることができなかった期間のうち就労を予定していた日数
支給額
直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数(上限があります)
適用期間
令和2年1月1日～令和5年5月7日(日)の間に感染した方
・発熱等の症状があり、感染が疑われる方
・療養のために仕事をすることができない方

令和5年4月1日(土)～5月7日(日)の間に感染した方等に対しても、引き続き支援を行います。
給与の一部または全部を受取る事ができる場合は、支給額が調整される場合や支給されない場合があります。
▼対象者 市国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている方)のうち、次に該当する方
・新型コロナウイルス感染症に感染した方
・発熱等の症状があり、感染が疑われる方
・療養のために仕事をすることができない方

令和5年4月1日(土)～8日(土)9時30分～19時
※入場整理券裏面の宣誓書を書き、事前に記入し持参ください。
◇不在者投票
(病院などでの不在者投票)
不在者投票施設に指定されている病院・老人ホームなどに入院・入所の方は、その施設で投票することができます。詳細は、入院・入所している施設にご確認ください。
(郵便等による不在者投票)
身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険の要介護認定を受けている方などで、次の要件を満たす方は、自宅などで不在者投票が可能です。
事前に「郵便等投票証明書」が必要となりますので、至急問い合わせください。
▼要件
・身体障害者手帳 Ⅱ 次のいずれかに該当する方

支給対象日数 仕事をすることができなくなった日から起算して4日目以降に仕事をすることができなかった期間のうち就労を予定していた日数
支給額
直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数(上限があります)
適用期間
令和2年1月1日～令和5年5月7日(日)の間に感染した方
・発熱等の症状があり、感染が疑われる方
・療養のために仕事をすることができなかった期間(入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで)
①両下肢・体幹 移動機能(1級または2級)
②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸(1級または3級)
③免疫・肝臓(1級～3級)
・戦傷病者手帳 Ⅱ 次のいずれかに該当する方
①両下肢・体幹(特別項症)
②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓(特別項症)
③第3項症
・介護保険被保険者証 Ⅱ 要件5の方
(滞在地での不在者投票)
長期の出張や旅行などの理由で選挙人名簿登録地の投票所へ投票することができない方は、滞在地の選挙管理委員会に投票することができます。詳細は問い合わせください。
◇最近転入した方
令和4年12月31日以降に県内の市町村から本市に転入した方は、旧住所地で投票できる場合があります。この場合、投票の際に市区町村長が発行する「引き続き県内に住所を

※国からの財政支援の終了に伴い、令和5年5月8日以降に感染した方等については支給されません。
提出書類
・国民健康保険に加入の方
国民健康保険傷病手当金支給申請書(①世帯主記入用、②被保険者記入用、③事業主記入用)、④通帳かキャッシュカードの写し
・後期高齢者医療保険に加入の方
後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(①被保険者記入用(様式第29号の2)、②被保険者記入用(様式第29号の3)、③事業主記入用)
※郵送でも受け付けますが必ず事前にご連絡ください。
(市民課高齢者医療年金班)
0475(70)0334
(市民課高齢者医療年金班)
0475(70)0336

有することの証明書」の提示か、引き続き県内に住所を有していることの確認申請が必要となります。また、あらかじめ旧住所地の選挙管理委員会
0475(70)0397

白里海岸市営駐車場の料金徴収期間について
白里海岸市営駐車場は、例年、市外在住の方を対象に料金徴収を実施しているところですが、近年、海岸施設の維持管理に多額の経費を要している状況であることを踏まえ、本年も昨年に引き続き、4月末から9月末までに期間を拡大して実施します。
市内に住所のある方が利用する場合には、運転免許証等

の提示で無料となります。また、市営駐車場の入口は中央の1箇所となりますので、ご理解と協力をお願いします。
徴収期間 4月29日(土)～5月7日(日)までの毎日、5月8日(月)～6月30日(金)までの(土)・(日)・祝日
(7月1日(土)～8月31日(木)までの毎日、9月1日(金)～30日(土)までの(土)・(日)・祝日
▼開場時間 7時～21時まで

固定資産税に関するお知らせ
①土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
本市に土地・家屋を所有し、固定資産税が課税されている方は、自己の土地・家屋の価格(評価額)を市内の他の土地・家屋と比較し、所有する固定資産の内容等を確認することができます。
縦覧日時 4月3日(月)～5月1日(月)8時30分～17時15分
※(土)・(日)・祝日を除く。
縦覧場所 税務課
縦覧できる方
・土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)＝本市に土地を所有し、固定資産税が課税されている方
・家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)＝本市に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方
持ち物 運転免許証等の本人確認書類
手数料 無料
②固定資産課税台帳の閲覧
本市に土地・家屋を所有している方(納税義務者)および土地・家屋の借地人・借家人等は、自己の土地

また家屋の固定資産課税台帳の閲覧を求めることができます。
縦覧日時 4月3日(月)～5月1日(月)8時30分～17時15分
※(土)・(日)・祝日を除く。
縦覧場所 税務課
持ち物 運転免許証等の本人確認書類、借地人・借家人等は賃貸借契約書等
手数料 上記閲覧期間中の閲覧は無料
(①②共通事項)
※代理人は委任状が必要です。法人は法人の代表者印が押印された申請書と来庁される方の本人確認書類が必要です。
③令和5年度固定資産税納税通知書の発送
令和5年度の固定資産税納税通知書は、4月12日(水)に発送を予定しています。第1期の納期限は、5月1日(月)です。
なお、固定資産税納税通知書は再発行ができませんので、大切に保管してください。
(市民課税務課資産税班)
0475(70)0322

令和5年度から固定資産税・軽自動車税(種別割)の納付方法が拡充されます
地方税共通納税システムを利用した市税の納付に、令和5年4月から固定資産税および軽自動車税(種別割)が追加されました。納付書に印刷される「eL-QR」(二次元コード)を自宅のパソコンやスマートフォン等から読み取り、「地方税お支払サイト」を利用して、インターネットバンキングやクレジットカード等による納付ができます。
また、納付書裏面に記載された契約金融機関以外でも地方税統一「eL-QR」対応金融機関での納付が可能です。
詳細は、「地方税お支払サイト」で検索してください。
(市民課税務課収税班)
0475(70)0320

大網白里市議会議員一般選挙の日程が決定
3月1日に開催した選挙管理委員会において、任期満了(令和5年11月30日)に伴う大網白里市議会議員一般選挙の日程が決まりましたので、お知らせします。
▶投票日=11月12日(日)
▶告示日=11月5日(日)
(市民課選挙管理委員会)
0475(70)0397

子育てサロンで一緒に遊ぼう!
日時 各サロン月1回(8月休み)10時～11時30分
会場 中央公民館、農村環境改善センターいずみの里、農村ふれあいセンターやまべの郷
※天候、会場の都合により変更となる場合があります。
内容 室内遊び、お楽しみ会など
対象 小学校就学前のお子さんと保護者
参加費 基本無料(参加費が必要な回あり)
(市民課社会福祉協議会)
0475(72)1995

令和5年度から固定資産税・軽自動車税(種別割)の納付方法が拡充されます
地方税共通納税システムを利用した市税の納付に、令和5年4月から固定資産税および軽自動車税(種別割)が追加されました。納付書に印刷される「eL-QR」(二次元コード)を自宅のパソコンやスマートフォン等から読み取り、「地方税お支払サイト」を利用して、インターネットバンキングやクレジットカード等による納付ができます。
また、納付書裏面に記載された契約金融機関以外でも地方税統一「eL-QR」対応金融機関での納付が可能です。
詳細は、「地方税お支払サイト」で検索してください。
(市民課税務課収税班)
0475(70)0320

白里海岸市営駐車場の料金徴収期間について
白里海岸市営駐車場は、例年、市外在住の方を対象に料金徴収を実施しているところですが、近年、海岸施設の維持管理に多額の経費を要している状況であることを踏まえ、本年も昨年に引き続き、4月末から9月末までに期間を拡大して実施します。
市内に住所のある方が利用する場合には、運転免許証等

固定資産税に関するお知らせ
①土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
本市に土地・家屋を所有し、固定資産税が課税されている方は、自己の土地・家屋の価格(評価額)を市内の他の土地・家屋と比較し、所有する固定資産の内容等を確認することができます。
縦覧日時 4月3日(月)～5月1日(月)8時30分～17時15分
※(土)・(日)・祝日を除く。
縦覧場所 税務課
縦覧できる方
・土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)＝本市に土地を所有し、固定資産税が課税されている方
・家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)＝本市に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方
持ち物 運転免許証等の本人確認書類
手数料 無料
②固定資産課税台帳の閲覧
本市に土地・家屋を所有している方(納税義務者)および土地・家屋の借地人・借家人等は、自己の土地